

発議案第1号

平成28年3月24日

市原市議会議長 二田口 雄 様

提出者	市原市議会議員	保坂好則	㊟
賛成者	市原市議会議員	斉藤直樹	㊟
	同	大曾根友三	㊟
	同	水野義之	㊟
	同	西松茂治	㊟
	同	宮国克明	㊟
	同	加藤和夫	㊟
	同	小沢美佳	㊟

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

- 1 市原市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

市原市議会委員会条例の一部を改正する条例

市原市議会委員会条例（昭和42年市原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号イ中「都市計画部」を「都市部」に改め、同号ウを削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

市原市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の整合を図るため、改正しようとするものである。